非農業分野における

若年者雇用ガイド

公正労働基準法(FLSA: Fair Labor Standards Act、1938年 発効)は、若年者の雇用に関 する基準を定めています。

非農業分野の雇用における最低年齢基準とは何ですか?

18歳に達すると、連邦政府の若年者雇用規定の対象外となります。 16歳および17歳の若年者は、労働長官によって危険・有害性が宣言されている職種を除き、時間の制限なく従事できます。 14歳および15歳の若者は、限られた期間かつ特定の条件下において、就学時間外に、さまざまな非製造業または危険・有害性がないとみなされた業務に従事できます。 特段に許可されていない業務は禁止されています。 14歳未満の若者は、FLSAの対象となる非農業分野の職種に従事することはできません。 FLSAから除外されている職種のみ(新聞配達や俳優業など)に従事できます。 一般的には、全年齢の子供は、その親が完全に所有している会社に従事することが認められています。ただし、16歳未満の子供は、鉱業や製造業に従事することはできず、18歳未満の子供は、労働長官によって危険・有害性が宣言されている職種に従事することはできません。

14歳および15歳の若年者の

労働時間について

就学時間外であること

学校の授業のある就学日は3時間以内。

学校の授業のない非就学日は8時間以内。

学校の授業のある期間には週18時間以内。

学校の授業のない期間には週40時間以内。

午前7時から午後7時まで。ただし、6月1日 とレイバー・デーまでは除外され、午後9時 までとなります。

実務経験・キャリア探求プログラム(WECEP: Work Experience and Career Exploration Programs)およびワーク・スタディ・プログラム(WSP: Work Study Programs)に参加している14歳および15歳の学生には一部例外が適用されます。

14歳および15歳の若年者に許可されている職種

ほとんどのオフィス業務、小売りおよびフードサービス施設に従事することができます。

食料品の袋詰め、事務作業、棚の在庫管理などの職種に従事することができます。

食品や飲料の準備を含む、限定的なキッチン作業に従事することができます。

適切な認可を受けた15歳の若者は、典型的なスイミングプールや水泳遊園地でライフガードや水泳のインストラクターの業務に従事することができます。

許可されていない職種

危険・有害性を有する職種に関する指令(Hazardous Occupations Orders)で禁止されている業務や、輸送、建設、倉庫、通信、公共事業に関わるほとんどの職種に従事することはできません。

加工、採掘、商品の製造や加工を行う作業室や作業場内、冷凍庫業務、または食肉用クーラー業務の業務に従事することはできません。

事務用機械を除き、動力駆動の機械を操作したり管理したりすることはできません。

ベーキング操作を行うことはできません。

若年者の行商、看板持ち、訪問販売活動を行うことはできません。

梯子や足場、またはそれらの代替品から作業することはできません。

18歳未満の未成年者は、労働長官によって危険・有害性が宣言されている下記の職種に従事すること

を禁じられています:

- 1 爆発物が製造または保管される場所におけるほとんどの業務。
- 動力車を運転したり、動力車の外部ヘルパーとしての業務 。17歳の若年者は、厳格に制限された条件下で運転することができます。
- 3 石炭鉱業におけるほとんどの業務。
- 4 森林火災の消火活動、森林火災の予防、木材伐採、林業 サービスにおける職種、および伐採や製材などの職種。
- 5 ほとんどの動力駆動型木工機械の操作。
- 6 未成年者が放射性物質に暴露される場所での職種。
- 7 ほとんどの動力駆動型リフト装置の操作、同乗、および操作の支援。
- 8 特定の動力駆動型金属加工機械の操作。
- 9 金属鉱山、採石場、骨材採取鉱山などでの採掘。

- 10 食肉スライサーなどの動力駆動型食肉加工機の操作や、機器の 洗浄。また、食肉や家禽の屠殺および包装工場内でのほとんど の業務。
- 11 動力駆動型ベーカリーマシンの操作。
- 12 すべての梱包機、圧縮機、および動力駆動型紙製品機械の操作。 16歳および17歳の若年者は、非常に具体的な指針に基づき、特定 の古紙包装機や紙パック圧縮機へ装填はできますが、操作したり 取り外したりすることはできません。
- 13 レンガ、タイル、および関連製品の製造。
- **14** 電動丸鋸、帯鋸、帯鋸歯、チェーンソー、レシプロソー、木材チッパー、研磨材カットディスクの操作。
- 15 破壊、解体、および船舶解体作業。
- 16 屋根工事や屋根の上またはその周辺で行われる作業。
- 17 溝掘りおよび掘削作業。

この規制では、16歳以上であり、認可されたプログラムに参加した見習いや学生学習者に対して、危険・有害性を有する職種として定められている5、8、10、12、14、16、17を限定的に除外しています。





賃金・労働時間局(WAGE AND HOUR DIVISION) 米国労働省(UNITED STATES DEPARTMENT OF LABOR) 詳しい情報または苦情の申し立てについては:

1-866-487-9243

dol.gov/agencies/whd

農業分野における

若年者雇用ガイド

公正労働基準法(FLSA: Fair Labor Standards Act、1938 年発効)は、若年者の雇用に関する基準を定めています。

農業分野の雇用における最低年齢基準とは何ですか?

16歳以上の若年者は、いつでもどのような農場の業務にも従事することができます。

14歳および15歳の若年者は、就学時間外であれば、労働長官によって危険・有害性が宣言されている職種以外の業務に従事することができます。

12歳および13歳の若年者は、本人の親が雇用されている農場で、または本人の親の書面による同意があれば、就学時間外に危険・有害性のない業務に従事することができます。

12歳未満の若年者は、本人の親の同意があれば、就学時間外に危険・有害性のない業務に従事することができますが、ただしこれは、FLSAの<u>最</u>低賃金要件の対象となる従業員がいない農場に**限定されます**。

若年者は年齢を問わず、本人の親が所有または運営する農場であれば、いつでもどのような業務にも従事できます。

16歳未満の若者は、労働長官によって危険・有害性が宣言されている下記の職種に従事することは

できません:

- 1 20 PTO馬力を超えるトラクターの操作、またはその搭載用 具の接続または切断。
- ② コーンピッカー、コットンピッカー、穀物コンバイン、干し草刈り機、飼料収穫機、干し草ベーラー、ポテトディガー、モバイルピービナー、飼料粉砕機、作物乾燥機、飼料ブロワー、オーガーコンベヤー、非重カタイプのセルフ積み下ろしトレーラーまたはワゴンの積み下ろしメカニズム、パワーポストホールディガー、パワーポストドライバー、または非歩行式タイプのロータリー耕うん機の操作またはそれを使用した作業。
- 3 掘削機または土木機械、フォークリフト、ポテトコンバイン、または動力駆動の丸鋸、帯鋸またはチェーンソーの操作またはそれを使用した作業。
- 4 雄牛、猪、種馬を繁殖目的で飼育している庭、囲いの中、または屋台での作業。乳飲み子を連れた母豚の飼育作業。または、生まれたばかりの子牛(へその緒が存在する)を伴う牛の飼育作業。。
- 5 元ロ直径が6インチを超える木材の伐採、座屈動作、スキッディング、積み込みまたは積み降ろしの作業。

- 6 20フィートを超える高さでのはしごや足場からの作業。
- **7** 乗客輸送を目的としたバス、トラック、または自動車を運転、 または乗客またはヘルパーとしてトラクターに乗車すること。
- 8 酸素欠乏または有毒の雰囲気を保つように設計された果物、飼料、または穀物の貯蔵庫、サイレージが追加されてから最初の2週間以内、またはトップアンロード装置がサイロ内で動作位置にあるとき、肥料ピット、または梱包目的でトラクターを操作しているときの水平サイロでの作業。
- 「危険(Danger)」、「毒性物質(Poison)」、「警告 (Warning)」という用語で特定されていたり、ラベルにドクロ マークが描かれている、有毒性のある農薬の取り扱いまたは適用作 業。
- 🔟 爆発物の取り扱いまたは使用。
- 無水アンモニアの輸送、移送、または適用作業。

危険・有害性を有する職種の禁止要項は、本人の親が所有または運営する農場で雇用されている若年者には適用されません。

14歳および15歳の学生学習者のうち、職業農業プログラムに参加済みの者は、特定の要件が満たされれば、特定の危険・有害性を有する職種の規制対象から除外されます。 14歳および15歳の未成年者であって、4-Hまたは職業農業訓練プログラムに基づく訓練の完了証明書を保持する者は、本人が訓練を受けた特定の機器おいて、就学時間外に業務に従事することができます。

執行および罰則

米国全土の賃金・労働時間局(WAGE AND HOUR DIVISION)の調査官が、FLSAの若者の雇用規定を執行します。 これらの調査官は、労働長官の 代理人として、FLSAのすべての規定を遵守しているかどうかを評価するために、賃金、労働時間、その他の雇用条件や慣行について調査を行い、データを収集する執行権限を有しています。 若年者の雇用規定に違反する雇用主は、民事上の罰金を科せられる可能性があります。

本書は、一般的な情報提供を目的としたものであり、各種規制等に含まれる公式見解と同一視されるものではありません。





賃金・労働時間局(WAGE AND HOUR DIVISION) 米国労働省(UNITED STATES DEPARTMENT OF LABOR) 詳しい情報または苦情の申し立てについては:

1-866-487-9243

dol.gov/agencies/whd

● YouthRules.govをご覧ください